

令和3年2月4日

保護者各位

昭和薬科大学附属高等学校・附属中学校
校長 諸見里 明
<公印省略>

緊急事態宣言延長に伴う対応の継続について

新型コロナウイルス感染症対策として沖縄県独自の緊急事態宣言が延長されたことを受け、本校での対応も延長期間に合わせて継続することに致します。緊急事態宣言での特別対応は下記の通りですので、ご理解とご協力、そして厳守をお願い致します。

記

1. 休日における部活動の禁止

2. 発熱・風邪症状がある生徒が学校を早退、もしくは休む場合は「医療機関受診」を推奨

①発熱や風邪症状で学校を休む、あるいは早退した場合は、かかりつけ医や医療機関を受診するようにしてください。

②受診の際は、「再登校の基準(いつから学校へ行くべき)」を確認して、その指示に従いましょう。指示を得られなかった場合は次の③で対応してください。なお、医療機関からの陰性証明、治癒証明は不要です。また、その期間は「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

③やむなく受診できなかった場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72時間を経過してから登校させてください。

→ 再登校のタイミング等、詳しくは「自宅休養中の経過報告書－2021.2.1以降版」でご確認のうえ、再登校時に記入してご提出ください。
学校ホームページでもご確認できます。

以上